

【付帯契約定義書】

おまとめ割

令和7年7月1日実施

本 庄 ガ ス 株 式 会 社

おまとめ割＜付帯契約定義書＞

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の成立	1
4. 本付帯契約の適用を承諾しない場合	2
5. 料金	2
6. 解約	2
7. 本付帯契約の変更及び廃止	2
8. その他	2
付 則	3
1. 本付帯契約の実施期日	3
(別 表)	3
1. 当社が定める主契約	3
2. 本付帯契約に定める割引率	3

本定義書にて定める付帯契約（以下「本付帯契約」といいます。）は、本庄ガス株式会社（以下「当社」といいます。）との間でガス供給および使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）を締結している家庭用のお客さまが、当社と電気の需給契約を締結し、供給を受けている場合に、対象となる当社の約款（別表第1）に基づき計算されるガス料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。

1. 用語の定義

本付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- （1）「主契約」とは、本付帯契約の対象となるガス使用契約で、別表第1に定める約款をいいます。
- （2）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するため設備された部分と、居住の用に供されている部分が結合している住宅をいいます。
- （3）その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

2. 適用条件

本付帯契約は、次の条件を満たすお客さまに適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- （1）当社との間で電気の需給契約を締結し、かつ、その供給を受けているお客さまであること。
- （2）お客さまが主契約を締結していること。
- （3）お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として主契約における需要場所の範囲内、かつ、専用住宅または併用住宅で使用する家庭用の需要であること。
- （4）ガス料金および電気料金のお支払方法が口座振替払い又はクレジットカード払いであること。
- （5）1 需要場所におけるガスメーターの合計能力が、16 立方メートル毎時以下であること。

3. 契約の成立

- （1）本付帯契約は、当社が2.（適用条件）を確認し、承諾したときに成立いたします。
- （2）本付帯契約の適用開始日は、電気の受給開始日が属する月のガス定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日からといたします。

4. 本付帯契約の適用を承諾しない場合

- (1) 当社は、ガス及び電気の料金支払い状況その他によって、本付帯契約の適用を承諾しない場合があります。
- (2) (1) にかかわらず、当社は、業務遂行上支障がある場合または、その他当社が不適当と判断した場合は、本付帯契約の適用を承諾しない場合があります。

5. 料金

当社は、本付帯契約を適用するお客さまについて、各料金算定期間の料金を、次の規定に基づき算定いたします。

- (1) ガス使用量が0立方メートルの場合、割引の適用はいたしません。
- (2) 主契約で算定される料金に対し、別表第2で規定する割引率（複数の割引適用がある場合、適用される割引種別の割引率の合計といたします）から算定される額（1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切上げます。また、消費税相当額を含みます。）を引いた金額を料金といたします。

6. 解約

本付帯契約は、次のいずれかに該当した場合に解約されるものといたします。

- (1) 2.（適用条件）を満たさなくなった場合
- (2) お客さまが本付帯契約を適用しないことを希望した場合
- (3) (1) の場合、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日から主契約のみの適用となります。ただし、適用条件が満たされている他の付帯契約については、継続して適用となります。

7. 本付帯契約の変更及び廃止

- (1) 当社は、本付帯契約を変更する場合には一般ガス小売供給約款の2.（この供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本付帯契約を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載いたします。
- (3) 本付帯契約の変更に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約後の書面交付を行う場合は、一般ガス小売供給約款の2.（この供給約款の変更）に準じます。

8. その他

その他の事項については主契約を適用いたします。

付 則

1. 本付帯契約の実施期日

本付帯契約は、令和5年4月1日から実施いたします。

なお、本付帯契約の実施以前より、本付帯契約と同等の付帯契約の適用を希望され、または現に適用を受けているお客さまへは、令和5年4月のガスの定例検針日の翌日から発生したガス料金より本付帯契約を適用いたします。

（別表第1）当社が定める主契約

主契約として当社の認める約款は、次のとおりといたします。

- ① 一般ガス小売供給約款
- ② 家庭用ガスセントラルヒーティング契約
- ③ 家庭用コージェネレーションシステム契約

（別表第2）本付帯契約に定める割引率

割 引 率	2 パーセント
-------	---------